

販売証明書又は廃車証明書がない車体の登録について

販売証明書又は廃車証明書がない原動機付自転車、小型特殊自動車の登録に必要なものは車種ごとに異なります。

以下をご用意の上、詳細は下記にお問い合わせください。

(令和7年10月1日より、販売証明書又は廃車証明書がない一般原動機付自転車を沼津市で登録する場合には、「原動機付自転車の登録に係る届出書」が必要です。)

【登録に必要なもの】

◆一般原動機付自転車(新基準原付を除く)

- ・原動機付自転車の登録に係る届出書
- ・「車台番号」が鮮明に読み取れる石摺り又は写真

◆新基準原付(総排気量125cc以下かつ最高出力4.0kw以下のもの)

- ・原動機付自転車の登録に係る届出書
 - ・「車台番号」が鮮明に読み取れる石摺り又は写真
- 上記に加えて、次のいずれか1点
- ・「型式認定番号」が鮮明に読み取れる写真
 - ・「最高出力確認済みシール」が鮮明に読み取れる写真
 - ・「最高出力確認済み書(本書)」

◆特定小型原動機付自転車

- ・車体全体の写真
- ・「車台番号」が鮮明に読み取れる写真
- ・車名と型式が記載された「性能等確認シール」又は、「型式認定番号(緑色)」が鮮明に読み取れる写真

◆ミニカー

- ・「車台番号」が鮮明に読み取れる石摺り又は写真
 - ・輪距の分かる写真(輪距にメジャーを当てて、幅が500mmを超えることを客観的に証明できる状態のもの)
- ※輪距とは・・・後輪の左右のタイヤの設置面の中心から中心までの距離

◆小型特殊自動車(フォークリフト・農耕用トラクター)

- ・「車台番号」が鮮明に読み取れる石摺り又は写真

写真はいずれも現像してご持参ください。

<お問い合わせ> 沼津市役所 市民税課 法人・諸税係
沼津市御幸町16番1号
電話: 055-934-4734
FAX: 055-932-1788